

## 「子ども・子育て新システム検討会議」について

平成 22 年 1 月 29 日  
少子化社会対策会議決定

## 1 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行うため、「子ども・子育て新システム検討会議」(以下、「会議」という。)を開催する。

## 2 構成員

会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

- (共同議長) 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)・国家戦略担当大臣  
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)
- (構成員) 総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
その他、必要に応じて議長が指名する者

## 3 作業グループ

会議の下に「作業グループ」を設置する。作業グループの構成員は、会議の構成員たる府省の副大臣又は政務官及び必要に応じて議長が指名する者とする。

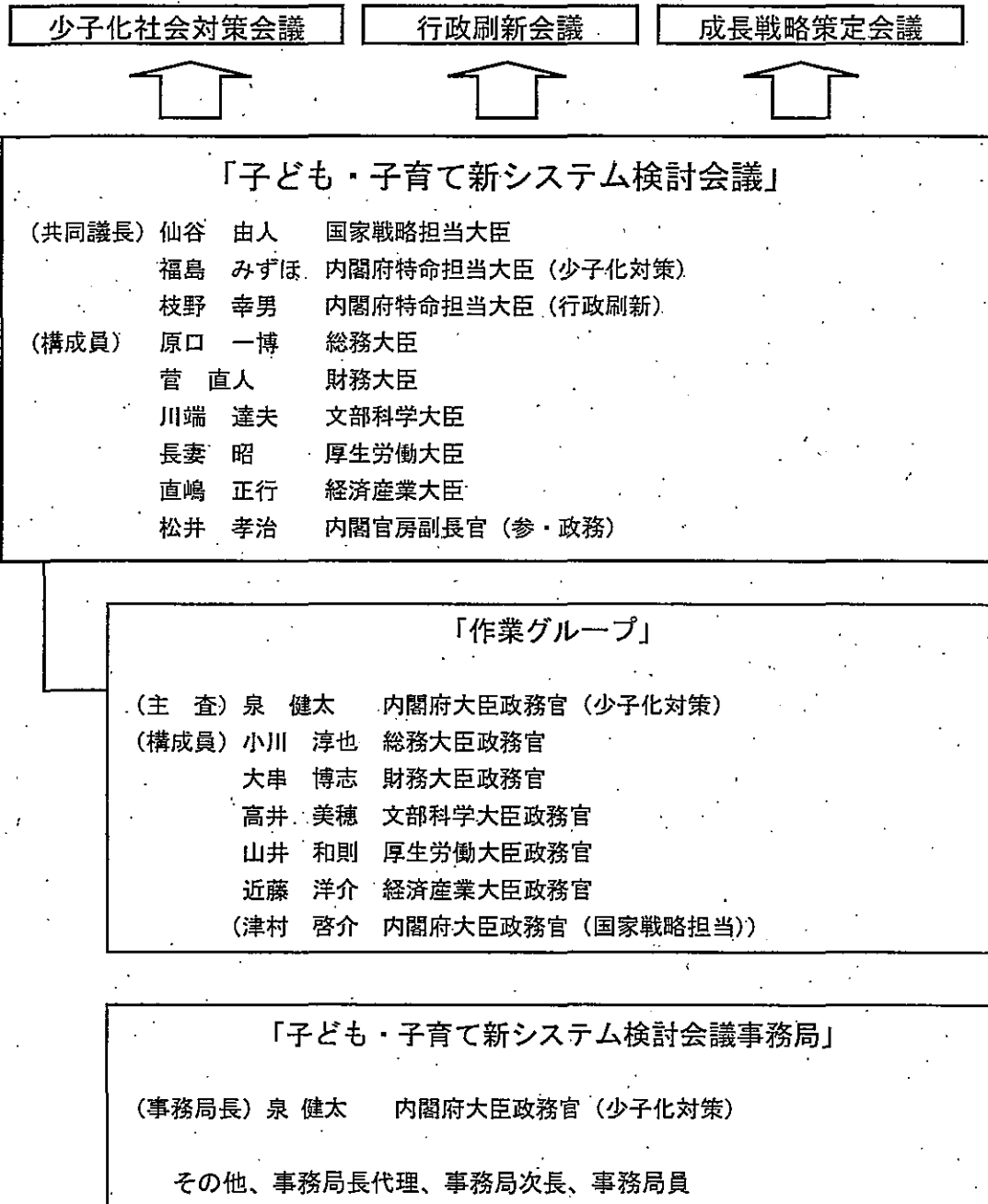
## 4 スケジュール

平成 22 年 6 月を目途に基本的な方向を固め、少子化社会対策会議、行政刷新会議及び成長戦略策定会議に報告する。

## 5 庶務

会議の庶務は、厚生労働省、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

# 子ども・子育て新システム検討会議体制図



[少子化社会対策トップ](#) >> [もっと詳しく知りたい](#) >> [「子ども・子育て新システム検討会議」について](#) >> 第1回 子ども・子育て新システム検討会議

## 第1回 子ども・子育て新システム検討会議

平成22年4月27日(木) 19:15 ~ 19:45  
内閣府本府3階特別会議室

### 議事次第

1. 開会
2. 子ども・子育て新システムの基本的方向(案)について
3. 意見交換
4. 閉会

### 配布資料

[資料1 子ども・子育て新システムの基本的方向\(案\)](#) [PDF:269KB]

[資料2 作業グループ\(ヒアリング\)の開催状況・ヒアリングの概要](#) [PDF:322KB]

### 参考資料

[参考資料1 次世代育成支援の構築に向けた検討経緯](#) [1-4 PDF:248KB] [2-4 PDF:326KB] [3-4 PDF:442KB] [4-4 PDF:294KB]

[参考資料2 子ども・子育て新システム検討会議について](#) [PDF:66KB]

▲このページの上へ

[少子化社会対策トップ](#) >> [もっと詳しく知りたい](#) >> [「子ども・子育て新システム検討会議」について](#) >> 第1回 子ども・子育て新システム検討会議

## 子ども・子育て新システムの基本的方向

### 【目的】

子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

### 【方針】

以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

### 【新システムとは】

以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担
- ◆ 基礎自治体(市町村)の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

## 新システムにより実現されるもの

### ○ 幼保一体化による幼児教育・保育の一体的提供

- ・ すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合し、小学校学習指導要領との整合性・一貫性を確保した新たな指針（こども指針（仮称））を創設
- ・ 幼稚園・保育所の垣根を取り払い（保育に欠ける要件の撤廃等）、新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供するこども園（仮称）に一体化
- ・ 新システムの下で幼児教育・保育を一体化した「幼保一体給付（仮称）」を創設

### ○ 仕事と生活の両立支援と子どものための多様なサービスの提供

- ・ 妊娠～育児休業～保育～放課後対策の切れ目のないサービスを保障
  - 育児休業の給付と保育を一元的に制度から保障し、育児休業明けの円滑な保育サービス利用を保障
  - 多様な働き方、ニーズに応じ、多様なサービスを独立した給付類型として創設（※）
  - 「小一の壁」に対応し、保育サービス利用者が就学後の放課後対策に円滑に移行できるよう、放課後対策の抜本的拡充、小四以降も放課後対策が必要な子どもに、サービスを提供

※ 多様な給付メニュー：家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービスなど

### ○ 待機児童の解消（集中的整備や多様な提供主体の参入等）

- ・ 保育所を始めとして、多様な給付メニューを集中的に整備（子ども・子育てビジョンの目標達成）
- ・ 非正規労働者、自営業者、求職者にも両立支援としての給付を確実に保障し、利用者が選択できる給付を保障
  - 親の就労状況に応じた公的保育サービスの保障
  - 市町村の関与の下、利用者と事業者の公的保育契約
  - 一定の利用者負担の下、利用者に対し、必要な費用を保障
  - 必要な給付の保障責務や利用者の支援など、市町村の責務の明確化
- ・ イコルフットイングによる多様な事業者の参入促進
  - 給付類型ごとに客観的基準を設定し、当該基準を満たせば多様な事業主体の参入を可能とする指定制度の導入
  - 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
- ・ 施設型保育だけでなく、地域におけるNPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援の拡充

## 5つの視点からの制度改革

### 【子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築】

- ・ 事業ごとに制度設計や財源構成が様々に分かれている子ども・子育て支援対策を、新しい制度（システム）の下に再編成。
- これにより、制度・財源・給付の一元化を実現し、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現

### ○ 利用者本位のサービスの包括的・一元的提供

- ・ 現金給付・現物給付の市町村の裁量による一体的提供
- ・ 幼保一体化の実現（幼保一体給付（仮称）の創設）
- ・ 基礎給付と両立支援・幼児教育給付の2階建ての給付設計により、親の就労状況に応じた多様な給付を保障

基礎給付（仮称）：子ども手当、一時預かりや地域子育て支援等、すべての子どもの育ちを支援する給付（1階）

両立支援・幼児教育給付（仮称）

：幼保一体給付（仮称）や育児休業給付等、仕事と子育ての両立支援と、幼児教育を保障する給付（2階）

### ○ 基礎自治体による自由な給付設計

- ・ 子ども子育て支援に関する権限と財源は原則市町村（基礎自治体）へ
- ・ 新システムの下で、現金給付・現物給付の組合せ（配分）や給付メニューの設定（選択）など、市町村が自由度を持って地域の実情に応じた給付を設計できることを保障

### ○ 子ども・子育て基金（仮称）/特別会計の創設による負担金・補助金の包括的な交付

- ・ 市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、新システムに関するすべての子ども子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を子ども・子育て基金（仮称）/特別会計に一本化し、そこから市町村に対し包括的に交付
- 地方の財源とあわせて、市町村が地域の実情に応じ、主体的に決定できる給付を実施

### ○ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

- ・ 社会全体で支えるという理念に基づき、国・地方・事業主・個人がそれぞれ費用を負担

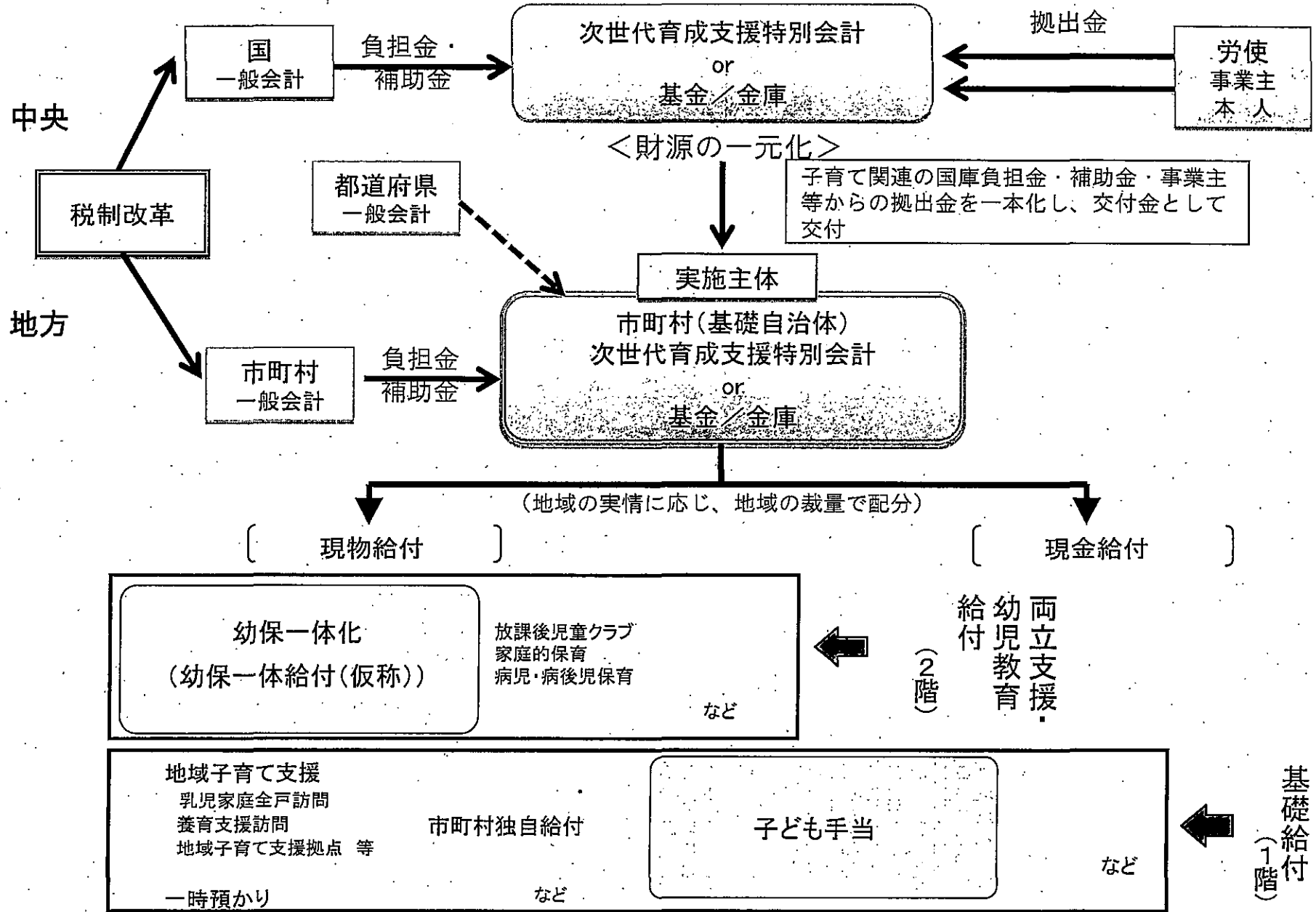
### ○ 新システム実施体制の一元化

- ・ 子ども家庭省（仮称）の創設

### ■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

- ※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
- ※ 成長戦略策定会議等との連携
- ※ 地域主権戦略会議や国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を反映

# 制度設計のイメージ



# 児童・家庭関係支出額

(平成22年度予算ベースの粗い推計)

未定稿

	現物給付	現金給付
両立支援・幼児教育給付等 (2階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育所等 10,700億円</li> <li>・放課後児童クラブ 700億円</li> <li>・病児・病後児保育、休日、延長等 1,000億円</li> <li>・就学前教育 3,600億円等</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 16,100億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業給付 3,600億円等</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 4,300億円</p>
基礎的給付等 (1階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点 700億円の内数</li> <li>・一時預かり 700億円の内数</li> <li>・社会的養護 1,700億円等</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 5,000億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども手当(児童手当2月分を含む)24,200億円等</li> </ul> <p style="text-align: right;">計 35,500億円</p>
計	21,100億円	39,800億円

総合計 60,900億円



# 子ども・子育て新システム構築と成長戦略

## 利用者（子ども）中心の抜本的な制度改革

- ◆ **すべての必要な子どもに例外のない保育サービスの保障**
  - ・ 客観的な基準に基づき保育の必要性の認定・地位の付与
  - ・ 潜在的な需要を顕在化
- ◆ **市町村の責務の下、利用者と事業者の公的保育契約**
  - ・ 利用者がサービスを選択可能な仕組み
- ◆ **利用者に対する必要な費用保障**
  - ・ 利用者に対し、一定の利用者負担の下、必要な費用を保障（事業者が代理して受領）
- ◆ **市町村の責務の明確化**
  - ・ 例外のない公的保育サービスの保障責務、質の確保された公的保育サービスの提供責務、適切なサービスが確実に受けられるような利用者支援、保育サービス費用の支払い義務、の明確化

## 多様な利用者ニーズ・潜在需要に対応したサービス量の拡充

- ◆ **サービスメニューの多様化**
  - ・ 家庭的保育、小規模サービス、短時間利用者向けサービス、早朝・夜間等保育サービス、事業所内保育サービス等多様なサービス類型を創設
  - ・ それぞれの類型ごとに事業者を指定し、指定事業者がサービスを提供
- ◆ **イコールフットイングによる多様な事業者の参入の促進**
  - ・ 客観的基準による指定制の導入
  - ・ 施設整備費（初期投資費用）の在り方、運営費の使途範囲、配当、会計基準についての一定のルール化
  - ・ NPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組支援
- ◆ **放課後児童クラブの量的拡充と利用時間の延長**
- ◆ **サービスの質の向上**

## ■雇用の拡大

- ☆子育てサービス従事者増
- ☆女性の労働力増

## ■多様な子育てサービスの拡充

## ■所得の増

## ■将来の経済社会の担い手の増

**子ども・子育て新システム検討会議  
作業グループ（ヒアリング）開催状況**

平成22年4月27日現在

	月 日	ヒアリング対象
第1回	3月11日(木)	<b>【有識者】</b> ○大日向 雅美（恵泉女学園大学教授） ○駒村 康平（慶応義塾大学教授） ○無藤 隆（白梅学園大学教授）
第2回	3月17日(水)	<b>【有識者】</b> ○秋田 喜代美（東京大学大学院教授） ○小西 砂千夫（関西学院大学大学院教授） <b>【保護者関係】</b> ○普光院 亜紀（保育園を考える親の会代表）
第3回	3月29日(月)	<b>【保育関係団体】</b> ○全国私立保育園連盟 ○全国保育協議会 ○全国認定こども園協会
第4回	4月 1日(木)	<b>【幼稚園関係団体】</b> ○全日本私立幼稚園連合会 ○全国国公立幼稚園長会 <b>【放課後児童対策・地域子育て支援（NPO）】</b> ○全国学童保育連絡協議会 ○子育てひろば全国連絡協議会（奥山 千鶴子 理事長） <b>【民間保育事業者】</b> ○(株)JPホールディングス（山口 洋 代表取締役）
第5回	4月 7日(水)	<b>【保育関係団体】</b> ○日本保育協会 <b>【労使関係団体】</b> ○日本経済団体連合会 ○日本商工会議所 ○日本労働組合総連合会
第6回	4月15日(木)	<b>【有識者】</b> ○宮本 太郎（北海道大学教授） <b>【地方関係団体】</b> ○全国知事会 ○全国市長会 ○全国町村会

作業グループ・ヒアリングの概要（未定稿）

平成22年4月27日現在  
 〈敬称略〉・〈文責：内閣府〉

【有識者】

有識者名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
<p>○秋田 喜代美                      （東京大学大学院教授）</p>	<p>＜幼保一体化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国際的な動向をみても、行政所管上の幼保一体化が増加傾向にある。幼児教育の重視、保育の質の向上が統合の動きの背景にあるほか、いずれの国においても、小学校以上のカリキュラムとの一貫性・連続性がその射程に置かれている。</li> <li>○ 幼保のカリキュラムの統一化は進んでいるが、今後、子どものための質的な保障を実現するために、人員の配置基準、施設基準、合同研修等の実施、養成における資格併有が一層必要である。</li> <li>○ どの子どもも、ナショナルミニマムが遵守された一定の質の保育が、国や地域や家庭の格差なく保障されることが求められるが、歴史的・地域的に培ってきた子育てや保育の文化が尊重されていくことが望まれる。</li> </ul>	<p>＜保育の質の保障＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童対策が質を下げる方向に向かってはならない。10年後、20年後に悪影響を及ぼす。</li> <li>○ 保育の質の保障とは、養護と教育の不斯の質の確保と改善過程にある。子どもの最善の利益を考慮し、子どものくらし、遊び、学びの質を保障することである。これは、経済格差による子どもへの影響の是正にもつながる。</li> <li>○ そのためには、保育実施のための施設等の最低基準の保障、保育者の高度専門性の育成、ナショナルカリキュラムの遵守、園の自立的自己評価により、一定以上の養護と教育の質的保障を行う公的な統合システム形成が必要。</li> </ul>	<p>＜国と地方の役割等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教育と保育は、国が責任をもって最低基準を設定することが重要であり、OECDの中でも国が子どもに責任をもち、地方に完全に任せているところはない。</li> <li>○ 「幼児期」だけを切り離して議論するのではなく、18歳までの子どもという連続性と連携の視点が重要である。</li> </ul>
<p>○大日向 雅美                      （恵泉女学園大学教授）</p>	<p>＜子ども家庭省（仮称）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「子ども家庭省（仮称）」については、福祉の問題全体、社会保障全体の問題、労働政策全体の問題から考えていく必要があるのではないかと。</li> </ul>	<p>＜幼児教育の意義等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ OECD各国とも、幼児期の教育・保育に投資をしており、就学前の教育保育が子どもの生涯にわたる人間形成の基礎となることを踏まえ、親の多様な生活スタイルのニーズに応えることを前提としつつ、子どもの観点に立って、より良い子どもの育ちを保障しようとする努力が必要。</li> <li>○ 養育力の低い家庭の子どもには、質の良い保育を提供することで、格差を是正し、発達の補完することが可能。</li> </ul> <p>＜保育の質の保障＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育の量を拡大することは喫緊の課題であるが、質の担保を前提とする必要があり、安易な規制緩和は日本の未来を危うくする。</li> <li>○ 子どもの貧困が問題となっている日本において、質のよい保育の提供は、発達の補完の意味からも大切。</li> <li>○ 保育の質とは、保育者の応答性であり、大人の良い働きかけが子どもの育ちに良い影響を与える。したがって、職員配置の向上、保育士等の処遇の向上、専門性の向上が必要である。</li> </ul>	<p>＜国と地方の役割＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの発達保障に関して、国および市町村がしっかりと関与し、「未来への投資」として、公的責任を果たすことが肝要である。</li> </ul> <p>＜子育て支援策等の重要性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ビジョンにあるように、①社会全体で子育てを支えるということ、②仕事と生活の調和が図られることにより、出生率の向上と女性の労働力向上による経済成長を同時に達成することが重要課題。</li> <li>○ 女性の労働者が安心して働きつづけるためにも、保育制度改革が必要。</li> <li>○ 働き方の多様化に対応したサービスの多様化が必要であり、市町村の責務の下での利用者と事業者の公的保育契約、潜在需要も含め保育を必要とするすべての子どもに例外のない公的保育を保障する必要がある。そのために国・市町村の公的責任により良質な保育を提供してほしい。そのために、保育改革をはじめ、現物給付に財源を重点的に投入すべき。</li> </ul>
<p>○小西 砂千夫                      （関西学院大学大学院教授）</p>		<p>＜子ども・子育て政策の充実強化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子育て支援サービスのための制度を大胆に改革し、利用者へ例外なくサービスを保障する、サービス選択可能な仕組み、事業者の参入促進などの基本的方向性については賛同する。</li> <li>○ 次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する「子育て社会化」や、多様な保育サービスを基礎的自治体が担うという方向性は重要。</li> </ul>	<p>＜地域主権と保育サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域主権」の観点からは、全国一律で裁量の余地のない現金給付的なものは国が負担し、地域のニーズに応じた提供がなされるべき現物給付的なものは、主として地方の負担とする考え方が基本となる。</li> <li>○ 地方が行うべきサービスは、義務付け・枠付け等の縛りを廃し、地方がそれぞれの地域のニーズに的確に対応できるようにすることが、地域主権改革の方向性に合うもの。</li> <li>○ 私立保育所の運営費国庫負担を一般財源化（地方財政計画の歳出にきちんと位置付ける）し、保育所の運営・設備基準についても地方が決定できるように緩和し、国の関与は事後的なチェック（クオリティ・コントロール）で対応する方向が望ましい。</li> </ul>

【有識者】

有識者名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
<p>○駒村 康平 (慶応義塾大学教授)</p>	<p>&lt;幼保一体化等&gt;                      ○「一人働き社会」から「共働き社会」への移行への対応として、現在は棲み分けしている保育所と幼稚園のミスマッチを解消し、「幼保一体化」を図ることが重要である。                      ○育児休業と保育サービスとの連携を進めるとともに、幼保を一体化し、3歳未満は要保育度に応じて保育サービス利用と幼稚園参入、3-5歳は保育所か午後の保育サービス付き幼稚園を選択する仕組みを提案する。</p>	<p>&lt;新しい社会システム&gt;                      ○効率（成長）と公平（再配分）を同時に高める政策を行うことが必要であり、「保育制度改革（待機児童解消）」「教育政策（就学前教育）」「労働政策（両立支援策）」「所得保障政策（子ども手当）」とをバランスよく進める必要がある。                      ○保育サービスについて、「規制緩和を行い市場メカニズムにゆだねねばよい」との主張については、情報の不完全性やサービスの質（アウトプット）が測定できない現状では成り立たない。一定の公的コントロール下で多様なメニューを導入し、多様な主体の参入をみとめる「準市場メカニズム（契約・選択・参入）」が必要。</p>	<p>&lt;国と地方の役割&gt;                      ○「保育サービスは地方に委ねるべき」との主張については、保育サービスと労働政策との連携、社会保障制度を持続可能にする人口問題という長期の国家戦略という観点から問題がある。国は、市町村に保育サービスの充実のために確実に使われる財源（「子ども」の「色」のついた財政支援）を保障することが必要。                      ○特別の「基金」をつくって、企業負担、労働者の負担、国、地方の負担を入れて、個人には育児休業もしくは保育サービスを選択してもらい、自治体にはその他の子育て支援サービスと現金給付とを選択してもらおうような仕組みがよいのではないか。</p>
<p>○宮本 太郎 (北海道大学教授)</p>	<p>&lt;幼保一体化等&gt;                      ○スウェーデンでは就学前教育の重要性が浮上し、1996年に保育を教育庁の所管（幼保一元化）としたが、その主体は「自治体」であることに留意すべきである。                      &lt;子ども家庭省（仮称）&gt;                      ○切れ目ない生涯教育の土台としての就学前教育という位置づけから見ると、「子ども家庭省（仮称）」という括り方は、幼保一元化をスムーズに進めるかもしれないが、生涯教育という観点からは切れ目が生じてしまう。わが国では一方通行型教育の見直しをまず進めるべき。</p>	<p>&lt;就学前教育の意義&gt;                      ○就学前教育は、知識社会への対応、高齢社会への対応、格差社会への対応、共同参画社会への対応、孤立社会（無縁社会）への対応などの観点から重要である。                      &lt;保育制度改革等&gt;                      ○就学前教育のユニバーサル化の流れを踏まえれば、「保育に欠く」要件は見直されるべき。                      ○スウェーデンでは行政が一律的な基準の保育・教育サービスを行い、保護者の多様なニーズに応える形で協同組合等の「新しい公共」部門が保育・教育サービスを行っているが、費用や公的負担についてはイコールフットリングとなっている。</p>	<p>&lt;わが国の家族政策&gt;                      ○わが国の家族政策は、雇用を軸とした生活保障という面では間違っていなかったが、男性雇用志向に偏ってきたため、子ども・子育て支援が私的な問題として扱われる傾向が強かった。                      ○子ども手当は、保育サービス・就労支援サービスと併せてバランスよく提供されなければ、わが国は男性雇用志向型かつ雇用保障への政府関与が弱い「一般家族支援型システム」（旧ドイツ型）へ近づいてしまう。                      ○家族政策への支出が大きく、有償労働の女性への開放度の高いスウェーデン型の「両性支援型システム」を前提に就学前教育の充実をするべきではないか。                      ○両性支援型システムにおける「子ども中心の社会的投資戦略」はむしろ家族の結びつきを強める。                      ○スウェーデンで高福祉、高負担が成り立つのは、サービスが納税の主体である中間層が納得できるに足る所得比例保障であるため。子どもを持つには働いてある程度の収入の保障を得ることが必要となり、結果として女性の社会進出を促すことにもつながっている。</p>
<p>○無藤 隆 (白梅学園大学教授)</p>	<p>&lt;幼保一体化&gt;                      ○「幼保一体化」は3つの意味が必要である。①地域の子どもとして生活をともにする場が必要であること、②小学校への連携・接続が求められていること、③就園前の段階から保護者への支援がはじまること。                      ○幼保一体化の試行としての認定こども園は、幼保の伝統は互いに異なるものの、新たな統合的な保育の在り方が生まれてきており、保護者の評判も高い。この取組みを全国展開していく必要があるが、会計処理等の簡便化や利用者負担の公平、補助の在り方などの課題がある。</p>	<p>&lt;保育の質と幼児教育の意義&gt;                      ○保育サービスの質は、養護と教育の2つの面で確保されるべきであり、専門性の高い保育者が必要である。                      ○幼児教育施設は、一定水準の幼児期の教育を確保することによって、家庭教育の格差を補うものとして意義がある。                      ○小学校教育の基盤をつくる上で、幼児教育は重要であり、小学校教育との連携が必要である。</p>	

【保護者関係】

有識者名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○普光院 亜紀 (保育園を考える親の会代表)	<p>&lt;幼保一体化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定こども園については、看板だけで質を担保する仕組みがないものもある。一人ひとりの子どもや家庭の状況が違い、暮らしも価値観も多様化している中で、多様なニーズに応えることこそ必要であり、何のための「一体化」なのかということを明確にする必要がある。</li> <li>○ 「一体化」の姿というものは、決してどここの施設でも全く同じことをやるということではなく、幼稚園的な保育もあれば、保育所的な保育もある。保育所と幼稚園は、異なるニーズに対応し、異なる役割を担ってきたところであり、保育所・幼稚園のそれぞれの良さを失わせない仕組みが必要。無理やり一体化すべきではない。</li> </ul>	<p>&lt;保育所機能の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どものセーフティネットとしての福祉ニーズに対応する保育所機能は地域にくまなく存在する必要がある。在宅子育て支援機能は、幼保の取組み支援のほか、多様な担い手も支える必要がある。就学前教育においては、子どもの平等を確保する必要がある。</li> <li>○ 保育制度改革については、「応益負担」では中間所得層の負担が重くなるおそれがある。「指定制」はビル保育の激増につながりかねない。営利制限や人材確保の仕組み、情報開示が必要。</li> </ul>	<p>&lt;財源の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 待機児童対策は、面積基準緩和などの小手先の対策ではなく、子どもにとって望ましい環境（子どもの権利条約）を増やす対策が必要であり、そのためには財源の確保（施設整備・運営費）が必要。</li> <li>○ 保育所運営費の一般財源化は、待機児童対策にもマイナスの影響がある。</li> </ul>

【保育関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全国私立保育園協会	<p>&lt;幼保一体化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乳幼児期からの子どもの発達の出発点のない連続性を保障（3歳以上と3歳未満で分離すべきではない）する新たな保育・子育てシステムと「幼・保一体化」が求められる。</li> <li>○ 「幼保一体化」構想については、①すべての子どもを対象とし、差別・区別が生ずる制度設計ではないこと、②行政の一体化が必要であること、③保育と教育にはすでに確立された「共通性」があること、に留意が必要である。</li> <li>○ ナショナルミニマムや基準を差別化しない形で制度設計した上でなら、多様な選択肢や、幼稚園・保育所のそれぞれの伝統をもったやり方があるべき。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法に基づき、すべての子どもと家庭が「いつでも、どこでも、だれでも」受けられるより豊かな子育て支援と保育・教育政策の確立が重要である。</li> <li>○ 保育・福祉事業への「企業の過度の参入」による市場原理・市場競争の行き過ぎと利益優先型の事業の拡大や格差を広げる制度設計は避けるべき。</li> <li>○ 児童権利条約に定められる「子どもの最善の利益」に沿った保育と「環境及び質」の向上に努める必要がある。</li> </ul>	<p>&lt;国と地方の役割等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法を尊重し、国と市町村の役割と責任を明確にした制度とすることが求められる。</li> <li>○ 将来に向けて、「国・自治体・事業主・保護者」の社会全体で子どもの育ちと子育てを支える新たな財源制度の確立が必要である。</li> <li>○ 「生命と育ち」「保育と教育」を保障する児童福祉施設最低基準（ナショナルミニマム）を国・市町村において遵守することが必要である。</li> <li>○ 家庭的保育、一時保育、地域子育て支援拠点、育児休業手当の充実をはじめとしたワーク・ライフ・バランスの推進を総合的に進める必要がある。</li> </ul>
○全国保育協議会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「幼保一体化」とは何を意味するのかを明確にするともに、保育所と幼稚園の各制度の特性と役割、運営実態を検証して、慎重に議論する必要がある。</li> <li>○ 子どもが育ち生活する場は多様であり、機能に応じて様々な施設があるべき。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな保育制度においては、利用者・事業者・地方自治体、三者の「公的保育契約」の位置付けと法的根拠を明らかにする必要がある。</li> <li>○ 「指定制」の仕組と事業主体の属性などによる規制を明らかにする必要がある。</li> <li>○ 新たな保育制度の運営費等の使途と制限を明らかにする必要がある。株式会社などが配当することには反対。</li> <li>○ 児童福祉施設である認可保育所の社会的使命、役割（養護と教育、保護者支援、地域子育て支援）を明らかにする必要がある。</li> <li>○ 「食べることは生きること」であり、健康と育ちを守る保育所における食育の重要性を認識すべきである（給食の外部搬入については反対）。</li> </ul>	<p>&lt;国と地方の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安心と成長という視点から、国がその責任のもとに新たな保育・子育て家庭福祉政策の確立を図り、そのための財源を確保することが必要である。</li> <li>○ 新たな保育・子育て家庭福祉制度における地方自治体の実施責務を明らかにすべきである。</li> </ul>
○日本保育協会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保一体化については、幼稚園及び保育所の両制度を核としながら、まずは現行の認定こども園制度の改善を含めて制度改革を図るべきであり、一律的に一元化することは、逆に利用者のニーズに応えられない。また、3歳未満は保育所で、3歳以上を幼稚園でというのは乱暴な議論である。</li> <li>○ 「幼保一体化」の中身は何なのか、不明な部分が多く判断できない。また、幼稚園で0-2歳児を受け入れることができるのか疑問である。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所は福祉施設として、家庭に代わる子どもの生活と学びの場であり、この視点は維持すべきである。そのため、市町村が関与した入所のしくみとし、公定価格が必要であり、競争原理が働く仕組みは適当ではない。</li> <li>○ 保育所は地域のすべての子育て家庭を支援する役割・機能を充実強化し、子どもにも保護者にも使いやすい仕組みになっていくことが大事である。</li> <li>○ 世界の中で最低レベルの保育所最低基準を引き上げることが必要。また、待機児童解消のみを目的とした指定制の導入は保育の質の低下につながるものである。</li> <li>○ 保育の質の向上のためには、保育士の配置基準と処遇の改善が必要である。</li> </ul>	<p>&lt;財源の確保等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども・子育て新システムの構築に当たっては、国及び地方公共団体の責任の強化が必要であり、保育所の待機児童の解消のために、国及び地方公共団体が大幅に財源を投入し、保育所の整備を促進すべきである。その財源は社会全体で費用負担する形で確保する。</li> <li>○ 保育所運営費の一般財源化には反対。</li> <li>○ 就学前の子どもの教育・保育については、都市部では待機児童の解消、地方では少子化による子どもの減少への対応と、地域に応じた取組が求められるため、柔軟な対応を可能とすることが求められる。</li> </ul>

【保育関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全国認定こども園協会	<p>&lt;認定こども園&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「認定こども園」は、幼稚園機能、保育所機能、子育て支援機能の3つの機能を総合的に生かしていける施設である。</li> <li>○ 各地域で好事例となる取組みが行われているが、会計基準の違い、法人制度の違い、財政措置の違い、地方行政所管の違い、最低基準の違いなどの現行制度上の運用ラインの限界（二重行政の歪み）もある。財政的支援の不足が普及していない大きな要因である。</li> <li>○ すべての子どもたち（保育所、幼稚園、長時間、短時間、狭間にいる子供たち等）の最善の利益のために、ユニバーサル・サービスとワンストップ・サービスを目指し、子どもの教育、保育、生活の質を確保する必要がある。</li> <li>○ 子ども環境（家庭・地域社会）機能の再生・回復が必要であり、地域の活性化、地域の質を高めていくことがこれからの課題である。</li> </ul>		

【幼稚園関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全日本私立幼稚園連合会	<p>&lt;幼保一体化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立幼稚園が「認定こども園」の申請をしても市町村窓口で受け付けられなかったり、補助を受けられないなどの課題がある。</li> <li>○ 私立幼稚園は、待機児童解消のために、その施設を開放する用意があるが、地域の実情や、保護者の要請などに応じた柔軟な制度設計が必要であり、全国一律に制度を統一すべきではない。</li> <li>○ 幼稚園の「地域の子育て・教育」のセンターとしての機能が壊されることがあってはならず、幼稚園と小学校との連続にも留意すべきである。</li> </ul>	<p>&lt;幼児教育の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ すべての子どもには良質な教育を受ける権利があり、教育に軸足を置いた国家戦略として、子どもにとって豊かな環境を保証すべき。また、子育てを通じて親が成長する。</li> <li>○ 国家戦略として、OECD諸国並みの教育投資が重要である。</li> <li>○ 「幼児教育」の基本部分（コア）は、3歳児から5歳児までの1日4時間程度を標準として、すべての子どもに幼稚園教育要領に準拠した教育が実施されなければならない。</li> <li>○ 保育に欠ける場合であっても8時間を限度とし、制度としての「教育・保育」「子育て」「就労支援」をあらためて整理し、公平な助成制度を確立する必要がある。</li> </ul>	
○全国国公立幼稚園長会	<p>&lt;幼保一体化等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保一体化については、地域によって幼稚園・保育所の設置状況が異なることを踏まえて、認定こども園（とくに幼保連携型）において保育及び教育を充実する必要がある。</li> <li>○ 多様化する幼児教育施設の中で、幼稚園・保育所・認定こども園いずれの施設でも確実に教育が行われるような仕組みとし、保護者が選択できることが重要。</li> <li>○ 「小1問題」に対応し、幼児教育と小学校教育の接続が重要である。</li> </ul>	<p>&lt;幼児教育の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「幼児教育」は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、3歳からの集団の中での豊かな学びと、専門性の高い教員が必要。</li> <li>○ 子育ての現状は、地域格差、経済格差、子どもの育ちの危機、子育てに悩む母親の増加、保護者の学びの機会の欠如などの課題があるが、次代を担う人づくりの根本的な対策として、子どもの育ちの視点から考える必要がある。</li> <li>○ 幼稚園、保育所に通う親子には様々な考え方や価値観があるが、子育て家庭が地域社会づくりにかかわっていくことが重要である。</li> </ul>	

【放課後児童対策・地域子育て支援（NPO）】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全国学童保育連絡協議会		<p>&lt;学童保育の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「学童保育」は、共働き・ひとり親家庭の小中学生（主に低学年）の子どもたちに、家庭に代わる「毎日の生活の場」を保障する施設であり、「毎日の継続した生活保障」と「安全で安心できる生活の保障（指導員と子ども、子ども同士の継続した人間関係）」が必要である。</li> </ul> <p>&lt;学童保育の充実&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「学童保育」に関する市町村の実施責任を強化すると同時に、最低基準をつくり、その基準に沿って質的向上が図られるよう、国としての財政措置をしっかりと行うことが、「量的」「質的」な拡充につながる。</li> <li>○とりわけ、指導員が安心して働き続けられ、安定的に確保されるためには、公的な資格制度を創設し、養成機関を整備することが必要である。</li> <li>○「生活の拠点」と「遊び場・居場所」を区別する観点から、全児童対策事業との一体的運営には反対する。</li> </ul>	
○子育てひろば全国連絡協議会 （奥山 千鶴子 理事長）		<p>&lt;地域の子育て支援の意義&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満の子どもたちのサポートは、親も入れた家庭支援という考え方が重要である。他方、3歳以上は、幼稚園・保育所を軸とした基本8時間保育、学びの場と養育の場の実現を目指す。</li> <li>○親が働いていない家庭であっても、家庭内ケアには限界があるため、一定のサービスの提供が必要である。</li> <li>○子ども・家庭施策の政策目的は、「①子どもの健やかな育ち」「②親のエンパワーメント」「③両立支援」「④地域力の向上」。</li> </ul>	<p>&lt;子育て支援制度のあり方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援については、地域事情に応じたサービスの創出と提供が可能な「子育て支援NPO」などを活用すべきである。</li> <li>○フランスの「家族手当金庫」のように、子育て家庭や支援団体、企業など多様な関係者が参画し、議論する場が必要である。</li> </ul>

【民間保育事業者】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○(株)JPホールディングス （山口 洋 代表取締役）		<p>&lt;保育制度改革と民間参入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育サービスへの「多様な経営主体の参入」により、多様な保育ニーズへの対応が可能になるとともに、大規模な組織をもつ株式会社などの資源を活用することにより、スピード感のある拡充が可能となる。</li> <li>○また、大規模な事業者の参入により、研修システムや福利厚生による職員の質の向上や処遇向上が可能となる。</li> <li>○保育サービスへの参入障壁としては、「①地方自治体による差別的な取扱い（既得権益団体などの圧力）」「②社会福祉会計の事務労力」「③株式会社が配当を制限される場合がある」「④運営費の使途制限があり剰金が活用できない」等の課題がある。</li> </ul>	<p>&lt;地方の役割等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「地方分権」はよいが、地方の利権を残したままでは改善しない。</li> <li>○既存の認可外保育施設に対して公費を投入し、質の向上を図ることにより、待機児童を解消することができる。</li> </ul>

【労使関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
<p>○日本経済団体連合会</p>	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「幼保一体化」については、幼稚園・保育所のそれぞれの基盤の上に保育・教育機能を付加し、教育と保育を一体的に推進することとし、まずは認定こども園設置拡大に向け、手続きや運営費補助などの普及阻害要因を解消すべきである。</li> <li>○「一体化」が必要な根拠や財源についての議論が不足しているのではないかと懸念がある。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多様で柔軟なサービスの拡充に向け保育分野における株式会社やNPOの参入を促進。初期投資の負担軽減を行うとともに、社会福祉法人会計による財務規制、事実上の配当規制等を撤廃すべきである。</li> <li>○保育士資格制度の見直し、新卒に限らない有資格者の掘り起こし、無資格でも経験者を活用するなど、保育の担い手を確保すべきである。</li> </ul>	<p>&lt;子育て支援制度のあり方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国、地方、労使団体、保育利用者等が参画する「子育て会議（仮称）」を内閣府に設置し、子育て支援関連予算の「みえる化」を図るとともに、重点施策や予算編成の基本方針を策定し、執行状況を確認する仕組みを提案する。</li> <li>○基金方式については、それを管理する組織も必要となり、行政の肥大化を招くこととならないかという懸念がある。</li> </ul> <p>&lt;財源等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経済活力を維持しつつ、子育て支援や社会保障の持続可能性を確保するには、全国民で支える消費税を中心に安定財源を確保すべきである。</li> <li>○保育サービスは公費対応が基本。企業が一定負担するには①拠出目的と給付内容の整合性が図られること、②給付の規模、対象、内容への意見反映が可能であること、③拠出の規模、仕組み、中長期の負担見通しが明らかであることが必要不可欠である。</li> <li>○「地域主権」改革の流れと整合性を図りながら、地方自治体に確実に予算を配分し、地域実情にあわせて創意工夫できる仕組みが必要である。</li> </ul>
<p>○日本商工会議所</p>	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保一元化（保育士と幼稚園教諭の制度を含む）を推進するとともに、待機児童対策に幼稚園の資源を活用する。認定こども園は経過的であり、将来的には幼保一元化をすべき。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一時預かり等の多様な保育ニーズに対応し、すべての子育て世帯が保育サービスを受けられるよう、「保育に欠ける要件」の見直し（廃止）をする。</li> <li>○地域の実情に応じて子育て世帯のニーズが解決できるように、地方自治体へ権限移譲をするとともに、新規参入や既存事業者のサービス拡充を妨げないよう、認可の容観化、規制緩和をあわせて行う。</li> </ul>	<p>&lt;財源の確保等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○少子化対策予算を対GDP比2%程度まで増額することが必要。その際、現金給付よりは保育所整備などのサービス拡充に予算を優先配分すべきである。</li> <li>○現行の事業主負担を財源とする児童育成事業費は①給付と負担の対応がとれていない、②給付に対する考え方が不明瞭、③事業主との協議の場がないなどの問題があるとともに、日本企業の7割は各種手当を支給して子育て世帯の従業員を支援しているところである。これ以上の事業主負担を求めべきではない。</li> </ul>
<p>○日本労働組合総連合会</p>	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「幼保一体化」については、当面は認定こども園、とりわけ幼保連携型の普及環境の整備が現実的ではないかと懸念がある。</li> </ul> <p>&lt;子ども家庭省（仮称）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安定財源の確保と財源の統合により、子ども・子育て政策を総合化・体系化する必要がある。将来的には「子ども家庭省（仮称）」を展望する。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「保育が必要な」子どもにも例外なく保育サービスの利用を保障し、市区町村の実施責務を法制度上明示することが必要。</li> <li>○人材不足改善のためにも保育士の処遇改善が必要。運営費の使途制限は人材確保とサービスの質の向上に不可欠。</li> <li>○放課後児童クラブについては、事業の位置付け・基準を検討し、早急に制度化すべき。また、指導員の待遇改善と人材確保等のために必要な手当をすべき。</li> </ul>	<p>&lt;子育て支援制度のあり方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○財源の統合、ステークホルダー参画による総合的な政策プロセスへの関与を前提とし、国が最低基準を定め、安定的財源を保障し、市区町村においてその財源が確実に子ども・子育てサービスに回る仕組みが必要（「子育て基金（仮称）」構想）。</li> </ul> <p>&lt;現物サービスの重要性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本はOECD諸国の中でも、子ども・子育て支援費用の対GDP費が少ない。OECD並の対GDP比率に引き上げていくべき。</li> <li>○一般財源化は、子ども・子育てにかかる財源が地域における子ども・子育て施策に使われているか不透明になる。</li> <li>○子ども手当は国庫負担を基本とすべきであるが、少なくとも児童手当の事業主拠出分程度は維持すべき。また、現物給付と現金給付のバランスをとり、当面は基盤整備を優先すべき。</li> </ul>



【地方関係団体】

団体名	幼保一体化等	サービス・給付体系	制度体系（国と地方、財政等）
○全国知事会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼保一体化の検討にあたっては以下の3つの視点が重要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ わが国の将来を見据えた教育のあり方からの検討。</li> <li>・ 低年齢児から放課後児童対策までの途切れのない支援を行う観点。</li> <li>・ 経済効率からではなく、子どもの立場に立った検討。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;子ども家庭省（仮称）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども関連施策を総合的・一元的に行う省庁の設置が必要。一部都道府県（秋田県・高知県等）では既に幼保の一元的所管を行っているところがある。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育、幼児教育については、基礎的自治体を実施主体とすることが適当であるが、都道府県の役割等についても議論していきたい。</li> </ul>	<p>&lt;子ども手当について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国一律で行う現金給付については国でその財源を負担すべきであり、保育のようなサービスは地方が創意工夫により取り組み仕組みとすべき。</li> <li>○ 現金給付と現物給付のバランスが必要であるほか、国の責任において必要な財源の確保を図るべき。</li> </ul> <p>&lt;子育て支援制度のあり方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ フランスの家族手当金庫のようなものをつくっても、信頼性を保てるのか疑問である。</li> </ul>
○全国市長会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市立のこども園が認定を受けないのは、認定をうけることのメリットがないため。制度を広げていくなれば、財源等のメリットがある制度にすることが必要。</li> <li>○ こども園化しても幼稚園と保育所の利用料の違い、預かり時間の長短の差など、幼保の制度の違いによる問題は依然として解消されていない。</li> </ul> <p>&lt;子ども家庭省（仮称）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯学習の繋がりを断絶しない横軸的な対応として、就学前の時期についてはすべて「子ども家庭省（仮称）」が所管するなどの形がとれないか。</li> </ul>	<p>&lt;保育制度改革等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所の待機児童の問題については、幼稚園における児童の受け入れを「2歳以上」とすることにより効果的な解決策がとれるのではないか。</li> </ul>	<p>&lt;国と地方の役割等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方分権にあたり、幼稚園・保育所の許認可権を地方（市町村）に移すべき。保育、幼児教育については、基礎的自治体に任せてもらえれば、都道府県の関与は必要ないのではないか。</li> <li>○ 基金方式については、財源についての懸念がある。</li> </ul> <p>&lt;子ども手当について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子ども手当については、保育料・給食費等の滞納分を市町村において相殺できる制度としてほしい。</li> </ul>
○全国町村会	<p>&lt;幼保一体化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親念的、理念的な「幼保一体化」ではなく、具体的な財政支援の裏付けがなければ現実には動かないのではないか。</li> <li>○ 幼保一体化は大事だが、都市部では待機児童の問題、地方では少子化による定員割れの問題がある。地域の実情に応じた柔軟な運用ができる制度にするべき。</li> </ul>	<p>&lt;公立保育所の運営費&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公立保育所の運営費が一般財源化して交付金が減った。財源的な裏付けがなければ子どもたちのための教育・保育サービスの質が確保できないのではないか。</li> </ul>	<p>&lt;国と地方の役割等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育・幼児教育については基礎自治体に任せてもらえれば都道府県の関与は必要ないのではないか。</li> <li>○ 基金方式については、市町村に設ける場合、町村には小さな額しか入らず、不利になるのではないか。</li> </ul>

# 次世代育成支援の構築に向けた検討経緯

## 政権与党の政策

### 【三党連立政権合意】

- ・ 子ども手当の創設、保育所の増設、質の高い保育の確保、待機児童の解消、学童保育の拡充

### 【民主党マニフェスト2009(抄)】

#### ○「社会全体で子育てする国」「安心して子育てと教育ができる政策」

- ・ 安心して子どもを生み、次代を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する  
→ 子ども手当1人当たり年31万2000円(月額2万6000円)を中学校卒業まで支給
- ・ 縦割りになっている子どもに関する施策の一本化し、質の高い保育環境を整備  
→ 空き教室などの活用による保育所の増設、保育ママの増員等の待機児童解消
- 子ども家庭省(仮称)の設置の検討

### 【社民党マニフェスト】

- ・ 子どもに関する総合的な政策を一元的に行う「子ども家庭庁」を設置

## 社会保障審議会少子化対策特別部会

- 平成20年3月より、次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた検討を開始
- 平成21年2月24日に第1次報告のとりまとめ
- 平成21年12月25日に議論の整理

## 明日の安心と成長のための緊急経済対策

(平成21年12月8日閣議決定)

- 幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革  
幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。  
このため、主担当となる関係者を定め、関係関係者の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要法案を提出する。  
(ア) 利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革  
(イ) イコールフットイングによる株式会社・NPOの参入促進  
(ウ) 幼保一体化の推進

## 新成長戦略(基本方針)

(平成21年12月30日閣議決定)

- 幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進等による待機児童解消

## 平成22年度予算における

### 子ども手当等の取り扱いについて

(四大臣合意)

- 次世代育成支援のための検討の場における幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援の検討を進めることとあわせて、地域主権を進める観点から、サービス給付等に係る国と地方の役割分担を検討

## 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)

- 保育サービス、放課後児童クラブなど今後の子育て支援策の総合的な推進のために策定。あわせて今後5年間の数値目標の策定

## 子ども・子育て新システム検討会議(平成22年1月29日少子化社会対策会議決定)

- 平成22年3月11日より作業グループにおいてヒアリング開始

- ・ 第1回 有識者(大日向雅美・駒村康平・武藤隆)
- ・ 第2回 有識者(秋田喜代美・小西砂千夫)・保護者
- ・ 第3回 保育関係団体等
- ・ 第4回 幼児教育関係団体・学童保育・子育てNPO等
- ・ 第5回 労使関係団体等
- ・ 第6回 有識者(宮本太郎)・地方関係団体等

# 「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抄)

～平成21年12月8日 閣議決定～

## 6. 「国民潜在力」の発揮

—「ルールの変更」や社会参加支援を通じて、国民の潜在力の発揮による景気回復を目指す。

### (1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

#### ①制度・規制改革

新たな需要創出に向けた規制改革の重要課題については、行政刷新会議において下記を含む重点テーマを設定し、その実現に向け積極的に取り組む。

#### <具体的な措置>

##### ○幼保一体化を含めた保育分野の制度・規制改革

- 幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進める。
- このため、主担当となる閣僚を定め、関係閣僚の参加も得て、新たな制度について平成22年前半を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出する。

##### (ア)利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・利用者と事業者の間の公的契約制度の導入、保育に欠ける要件の見直し、利用者補助方式への転換の方向など、利用者本位の制度を実現する。また、保育料設定の在り方について、水準の在り方も含め、制度設計の中で検討する。

##### (イ)イコールフティングによる株式会社・NPOの参入促進

- ・株式会社、NPO・社会的企業も含めた更なる参入促進を図るべく、客観的基準による指定制度の導入を検討する。
- ・また、施設整備補助の在り方、運営費の使途範囲・会計基準等の見直しについても、制度設計の中で検討する。

##### (ウ)幼保一体化の推進

- ・上記制度における新たな給付体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など幼児教育、保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方についても検討し、結論を得る。

## 「新成長戦略(基本方針)」について(抄)

～平成21年12月30日 閣議決定～

### ～子どもの笑顔のあふれる国・日本～

#### 【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

#### 【主な施策】

- 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)
- 子どもの安全を守るための社会環境の整備

#### (子どもは成長の源泉)

我々は周りの人々の笑顔を我が喜びと感じ、幸せを実感することにより、生きていく力を与えられる。子どもの笑顔が、家族の笑顔に広がり、地域や職場での笑顔に広がる。社会が笑顔であふれることが、日本が活力を取り戻し、再び成長に向かうための必要条件である。我々は、将来の成長の担い手である子どもたちを、社会全体で育てていかなければならない。

#### (人口減少と超高齢化の中での活力の維持)

70年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した90年代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは2050年の人口は9,500万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創造の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化(育児期の短時間勤務の活用等)、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

## 平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて

標記について、以下のとおり合意する。

1. 子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を次期通常国会に提出する。
  - (1) 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
  - (2) 所得制限は設けない。
  - (3) 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
  - (4) (3)以外の費用については、全額を国庫が負担する。
  - (5) 公務員については、所属庁から支給する。
  - (6) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
2. 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

3. 子ども手当については、国負担を基本として施行するが、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う地方財政の増収分については、最終的には子ども手当の財源として活用することが、国民に負担増をお願いする趣旨に合致する。また、児童手当の地方負担分についても、国、地方の負担調整を図る必要がある。

4. 3.の趣旨及び平成22年度予算における取扱いも踏まえ、所得税・住民税の扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減に伴う増収分が最終的に子ども手当の財源に充当され、児童手当の地方負担分の適切な負担調整が行われるとともに、平成21年12月8日の閣議決定に基づいて設置される「検討の場」において、幼保一体化等を含む新たな次世代育成支援対策の検討を進めることと併せて、「地域主権」を進める観点から、「地域主権戦略会議」において補助金の一括交付金化や地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担、経費負担のあり方の議論を行い、その見直しについて検討を行う。これらの検討については、平成23年度予算編成過程において結論を得て、順次、必要な措置を講ずるものとする。

平成21年12月23日

国家戦略担当・内閣府特命担当大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

# 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う  
 <<個人に過重な負担>>



社会全体で子育てを支える  
 <<個人の希望の実現>>

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

## 基本的考え方

### 1 社会全体で子育てを支える

- 子どもを大切に
- ライフサイクル全体を通じて社会的に支える
- 地域のネットワークで支える

### 2 「希望」がかなえられる

- 生活、仕事、子育てを総合的に支える
- 格差や貧困を解消する
- 持続可能で活力ある経済社会が実現する

## 3つの大切な姿勢

○ 生命(いのち)と育ちを大切に

○ 困っている声に応える

○ 生活(くらし)を支える

## 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

### 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

#### (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を

- ・ 子ども手当の創設
- ・ 高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備

#### (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように

- ・ 非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョブ・カード等)

#### (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

- ・ 学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境整備

### 2. 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

#### (4) 安心して妊娠・出産できるように

- ・ 早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担
- ・ 相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
- ・ 不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減

#### (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

- ・ 潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
- ・ 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けた検討
- ・ 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・ 放課後子どもプランの推進、放課後児童クラブの充実

#### (6) 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- ・ 小児医療の体制の確保

#### (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように

- ・ 児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算

#### (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

- ・ 障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支援の強化
- ・ 児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの拡充等)

### 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

#### (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

- ・ 乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
- ・ 地域子育て支援拠点の設置促進
- ・ ファミリー・サポート・センターの普及促進
- ・ 商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
- ・ NPO法人等の地域子育て活動の支援

#### (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

- ・ 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
- ・ 子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさしいトイレの整備等)
- ・ 交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及等)

### 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ライフ・バランスの実現)

#### (11) 働き方の見直しを

- ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づく取組の推進
- ・ 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
- ・ テレワークの推進
- ・ 男性の育児休業の取得促進(パパ・ママ育休プラス)

#### (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を

- ・ 育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
- ・ 一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進
- ・ 次世代認定マーク(くるみん)の周知・取組促進
- ・ 入札手続等における対応の検討

# 主な数値目標等

安心できる 妊娠と出産	〔現状〕	〔H26目標値〕
○NICU（新生児集中治療管理室）病床数 <small>（出生1万人当たり）</small>	21.2床	⇒ 25～30床
○不妊専門相談センター	55都道府県市	⇒ 全都道府県・指定都市・中核市

地域の子育て力 の向上	〔現状〕	〔H26目標値〕
○地域子育て支援拠点事業	7100か所 <small>（市町村単独分含む）</small>	⇒ 10000か所
○ファミリー・サポート・センター事業	570市町村	⇒ 950市町村
○一時預かり事業（延べ日数）	348万日	⇒ 3952万日
○商店街の空き店舗の活用による子育て支援	49か所	⇒ 100か所

潜在的な保育ニーズにも対応した 保育所待機児童の解消	〔現状〕	〔H26目標値〕
○平日昼間の保育サービス（認可保育所等） <small>（3歳未満児の保育サービス利用率）</small>	215万人 <small>（75万人（24%））</small>	⇒ 241万人 <small>（102万人（35%））</small>
○延長等の保育サービス	79万人	⇒ 96万人
○病児・病後児保育（延べ日数）	31万日	⇒ 200万日
○認定こども園	358か所	⇒ 2000か所以上（H24）
○放課後児童クラブ	81万人	⇒ 111万人

男性の育児参加 の促進	〔現状〕	〔H26目標値〕
○週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10%	⇒ 半減（H29）*参考指標
○男性の育児休業取得率	1.23%	⇒ 10%（H29）*参考指標
○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 関連時間（1日当たり）	60分	⇒ 2時間30分（H29） *参考指標

社会的養護の充実	〔現状〕	〔H26目標値〕
○里親等委託率	10.4%	⇒ 16%
○児童養護施設等における小規模グループケア	446か所	⇒ 800か所

子育てしやすい 働き方と企業の取組	〔現状〕	〔H26目標値〕
○第1子出産前後の女性の継続就業率	38%	⇒ 55%（H29）*参考指標
○次世代認定マーク（くるみん）取得企業数	652企業	⇒ 2000企業

(参考)

# 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算 (ビジョンの最終年度(平成26年度)の姿)

H21~26の必要費用累計額  
**10兆**  
(現在の費用に量的拡大のみを加え粗く機械的に試算)

**追加所要額：約0.7兆円** (平成26年度)【～約1.0兆円(平成29年度)】  
制度改善を含めた機械的試算 約1.6兆円(平成26年度)【～約1.9兆円(平成29年度)】  
※施設整備費を除く

量的拡大試算	両立支援	すべての子育て家庭支援	その他(社会的養護)
【認可保育所等】 + 約3,000億 【放課後児童クラブ】 + 約300億 【育児休業給付】 + 約1,500億 【病児・病後児・休日・延長等】 + 約200億		【一時預かり】 + 約800億 【妊婦健診】 + 約700億(注3) 【地域子育て支援拠点】 + 約200億	【社会的養護】 + 約200億

制度的見直しを行うと した場合の機械的試算	○認可保育所の利用率1割とした場合 + 約6,900億 ○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合 + 約2,000億
--------------------------	----------------------------------------------------------------

※施設整備費 【保育サービス】 + 約700億 【放課後児童クラブ】 + 約100億 【社会的養護】 + 約70億
--------------------------------------------------------------------

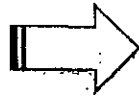
※その他、上記試算に含まれない検討課題  
 施設整備補助の在り方、サービスの質の改善(職員配置、職員の処遇、専門性の確保等)

- ・注1 重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
- ・注2 平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
- ・注3 平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
- ・注4 育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
- ・注5 放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
- ・注6 幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)の在り方の検討により、数値は変動する。
- ・注7 ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。



(参考) 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事項

① 育児休業～保育～放課後対策への切れ目のないサービス保障

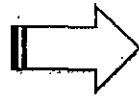


子育て支援サービスのための包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象・・・働く家庭も専業主婦家庭も

② 利用者本位の仕組みの導入

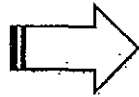
- ※利用者(子ども)中心
- ※潜在化した需要を顕在化



利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革

- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

③ 多様な利用者ニーズへの対応  
・潜在需要に対応した量的拡大



多様なサービスメニュー

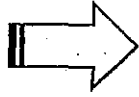
- ・家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフットイングによる株式会社・NPO等の事業者の参入促進

- ・客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し 等

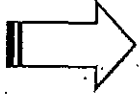
サービスの質の向上

④ 地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤ 安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人)による費用負担(財源確保)

